

韓国の倒産法における債権者協議会の機能と債権者保護¹

キム・ジャンフン²

1. 初めに

倒産手続が開始された企業の株式の価値は事実上ゼロになる場合が多いので、企業に対する既存株主の所有権ないし支配権は自然に縮小し、その反面、債権者の役割ないし意思決定の権限が大きくなる。それにもかかわらず、韓国の再建型倒産手続である回生手続は、既存経営者管理人制度を原則的なものとして定めており、裁判所が主導的に手続を進行するので、相対的に債権者の役割や手続参加の程度が大きくなれなかったのが現状である。したがって、債権者の権利保障と参加誘因を高めるため、立法的な改善や実務的な努力が続いている。

本稿では、韓国の回生手続における債権者保護制度としての債権者協議会の役割と権限強化の方策について検討する。そのために、まずはアメリカ、イギリスの倒産手続における債権者保護制度について考察し、韓国の債務者回生および破産に関する法律（「債務者回生法」）における債権者協議会制度の主な内容と最近の法律改正の現況を見てから、いくつかの問題点と望ましい債権者参加の幅と程度、改善方法などについて簡単に検討してみようとする。

2. 倒産手続における債権者保護制度に対する比較法的考察

ア. アメリカの倒産手続における債権者保護制度

1) 概観

韓国の債務者回生法の制定においてアメリカの連邦破産法は重要なモデルとして影響したので、アメリカ連邦破産法のchapter11（「chapter11」）手続の相当部分が債務者回生法に反映された。連邦破産法はアメリカ連邦法典（United States Code）の第11篇³において9つの章（CHAPTER 1、3、5、7、9、11、12、13、15）で構成されている。この中で1、3、5章は後半に規定されている5種類の手続に関する事項に共通的に適用される総則であり、残りの7、9、11、12、13、15章は細部の類型別倒産手続について規定されている。

2) アメリカ連邦破産法のchapter11手続における債権者保護制度

chapter11手続において連邦管財人（US Trustee）はアメリカ連邦破産法（「連邦破産法」）第1102条に従って債権者委員会を設置しなければならないが、無担保債権者で構成された債権者委員会を設置する以外にも、ほかの債権者委員会や持分証券所有者委員会等を設置することもできる（連邦破産法第1102条(a)項(1)号）。裁判所は債権者や持分証券所有者を適切に代表するために必要な場合には利害関係人の申立てによって追加的に委員会を設置することを命じることができ、裁判所の命令によって連邦管財人が委員会を設置する（連邦破産法1102条(a)項(2)号）。連邦破産法は委員会の設置の方法を強制しているわけではないが、次のような方法で委員会を設置することを提案している。委員会を構成する無担保債権者の中で債権額上位7名を選任すると定められており（連邦破産法第1102条(b)項(1)号）、持分権者（株主等）の場合も同じ内容が定められている（連邦破産法第1102条(b)項(2)号）。大規模な会社のchapter11手続では一人の債権者が二つ以上

¹ 本稿は著者個人の意見で作成したものであり、著者が所属している法律事務所の立場とは一切関係ありません。

² Kim&Chang法律事務所弁護士

³ United States Code, Title 11; Bankruptcy (11 U.S.C.)

の委員会に同時に参加する場合もある。債務者が小規模事業者 (small business) の場合は債権者委員会を設置しないこともできる。

基本的に債権者の利益は管財人 (trustee) によって保護される。しかし、chapter11 手続の場合、手続が開始されても管財人が選任されず、債務者が占有を継続するDIPとして事業経営を続けながら財産管理処分権を行使する場合は殆どである。したがって、債権者委員会は債権者の代表者として手続の進行方向に重大な利害関係を持つことから、監視役としての機能と、債務者との交渉を通じて債権者の利益を保護する機能を遂行する⁴。さらに債権者委員会は委員会の議決を経た後、裁判所の承認を得て債務者の財団費用で弁護士、会計士等の専門家を雇用することができる。このように債権者委員会の目的は債権者の利益を代表し、債務者財団の事務執行を監督するところにある。連邦破産法第1103条では債権者委員会の権限について次のように具体的に規定している。

- i. 財産の管理に関するDIP又は管財人との協議⁵
- ii. 営業の過程や債務状況などの必要事項についての調査
- iii. 各種の訴訟手続への参加など、債権者の利益のために必要な行為
- iv. 計画案作成への参加、DIP又は管財人との交渉、提出された計画案への同意又は拒否投票の勧誘、または債権者委員会の計画案提出
- v. 調査の結果、必要な場合、事業の中断の要求、管財人又は調査委員の選任を請求、又は第7章破産事件への移行又は回生申立ての棄却を請求
- vi. その他、委員会が代表する構成員の利益を保護するための行為など
- vii. 弁護士、会計士の雇用権限
- viii. 認可された回生計画履行の監査
- ix. 利害関係人として審問手続に出席、異議申立てを通じての問題提起および意見の陳述

以上のようにアメリカの場合、再建型倒産手続であるchapter11において、債権者又は債権者協議会に債務者財産に関する協議、財務状況等に関する調査、事業継続に対する意見の提示、計画遂行に対する監査、意見の陳述、異議申立てなどの手続全般にわたって幅広い権限と参加機会を保障している。

イ. イギリスの倒産手続における債権者保護制度

1) 概観

イギリスの倒産手続は大きく分けて会社 (company) に対する倒産手続と個人 (individual) に対する倒産手続とに分類できる。会社に対する倒産手続には、①解散 (winding up)、②アドミニストラティブ・レシーバーシップ (Administrative Receivership)⁶、③管理手続で

⁴ 南孝淳・金載亨共編、統合倒産法、法文社、2006、112頁

⁵ DIPは裁判所とUS Trusteeに対してだけでなく、債権者委員会に対しても月刊報告書などの定期報告書を提出し、協議のための資料を提供する。

⁶ 会社の財産に対して浮動担保権を持つ債権者によって選任された管財人 (receiver) がその担保権を実行する手続

あるアドミニストレーション (Administration)、④自発的債務整理手続 (Company Voluntary Arrangement, CVA) がある。個人に対する倒産手続には、①Debt Relief Order (DRO)、②自発的債務整理手続 (Individual Voluntary Arrangement, IVA)、③破産手続 (Bankruptcy) を上げることができる。

会社に対する倒産手続のうち解散はさらに自発的解散 (voluntary winding up) と裁判所による解散 (winding up by the court) すなわち強制解散に分類される。強制解散は韓国の法人破産手続と類似する手続である。一方、アドミニストレーションは韓国の回生手続やアメリカのchapter11などと類似する手続⁷であり、DROはより簡易な個人破産手続として理解することができる。また、自発的債務整理手続 (CVA又はIVA) は韓国の回生手続と似ているが、原則的に裁判所が関与することなく債務者と債権者間自発的合意によって債務を調整し、弁済計画を立てるという点では違いがある。

2) アドミニストレーション (Insolvency Act 1986⁸) における債権者保護制度

会社が債務の全部を弁済できない場合、裁判所は、会社、会社の経営陣、債権者の申立てによって会社の存続又は事業の全部若しくは一部の継続、回生計画案の承認、(清算と比べて) より有利な会社財産の換価のためAdministration orderを命じることができる (Act8)。アドミニストレーションは裁判所がAdministration orderによってIP (Insolvency Practitioner) の資格を持った管理人 (administrator) を選任することで開始される。アドミニストレーションの申立てがあると、その申立日から申立てに対する決定があるまで、会社に対する解散決議又は解散命令をすることはできず、会社の財産に対する担保権の実行のための措置をとることもできず、その他の訴えおよび執行等の法的手続も止されるか中止される (Act10(1))。

管理人は会社の財産及び事業の経営に必要なすべての行為をすることができ (Act14(2))、経営陣を選任、交代させることができ、株主総会又は債権者集会を招集することができる (Act14(2))。管理人はその業務を遂行する際に発生する問題について裁判所が適切な措置を命じることが求められる (Act14(3))。管理人は裁判所のAdministration orderから3か月以内に右の命令の目的を達成するための計画案を債権者に通知し、債権者集会を招集した後、債権者集会に計画案を提出し (Act23(2))、計画案を承認するか否かを決定できるようにしなければならない (Act24)⁹。管理人が提出した計画案を債権者集会が承認する場合、債権者協議会を設置することができ (Act26(1))、債権者協議会は管理人に対して債権者協議会に出席し業務遂行に関する情報を提供することを要求することができる (Act26(2))。債権者又は株主は、管理人が会社の財産を運営したり事業を経営したりする場合、又は、管理人が実際に行ったか行う予定の作為若しくは不作為によって不当に債権者又は株主の利益が侵害される場合裁判所に適切な措置をとることを求めることができ (Act27(1))、裁判所は適切だと判断する措置をとることができる (Act27(2))。裁判所はいつでも命令で管理人を解任できる (Act19(1))。その報酬および業務遂行の際に発生する正当な費用は会社の財産から優先的に支払われる (Act19(4))。

以上のようにイギリスの場合、会社に対する再建型倒産手続であるアドミニストレーション手続において、債権者又は債権者協議会に、計画案の承認権限、債権者協議会の構成権限、管理人の出席の要求および業務に関する情報提供の要請権限、管理人交代など

⁷ アドミニストレーション手続において選任される管理人 (administrator) は第3者管理人のみであり、既存経営者管理人制度 (DIP) は採用していない。

⁸ <http://www.insolvencyhelpline.co.uk/insolvency-act>

⁹ 債権者集会は総債権額の過半数の賛成で管理人の計画を承認する (Rules2.43)。

裁判所の適切な措置を要求する権限等、手続全般にわたって幅広い権限と参加機会を保障している。

ウ． 結論

このように、アメリカとイギリスの場合、韓国と比べて、倒産手続の中で裁判所の関与は相対的に少なく、管財人の選任と監視・監督および計画案に対する交渉など、債権者又は債権者委員会の役割と権限が大きく、主導的で積極的に手続に参加するという点が特徴的である。

3. 韓国の債権者協議会の制度と最近の改正法の主要内容

ア． 債権者協議会制度の導入

債務者回生法の施行以前の会社整理手続では、債権者たちが自分の意見を体系的にまとめてこれを裁判所に伝えるための手段がなく、債権者の地位が正しく保障できないとの指摘があった。さらに債権者も手続に無関心であるか消極的であった。これを踏まえて、1998年の改正会社整理法では、中小企業以外の会社に対する会社整理事件と営業者に対する和議事件との全部において10人以内の主要債権者が債権者協議会を構成し、債権者たちの情報伝達と意思疎通を図るための窓口として、債権者間の利害を調整し裁判所に整理手続に関する意見を提示することができると規定することで、債権者たちの地位を強化すると同時に、会社整理手続に対する責任感と主体としての意識の向上を図った。

一方、2006年4月1日施行された債務者回生法では、従前の会社整理法と違って原則的に会社の代表取締役を管理人として選任すると定め、それと同時に管理人をけん制し債権者を保護するため債権者協議会を設置できるようにした。さらに、回生手続だけではなく破産手続においても債権者協議会に関する規定を改め、一部の権限も強化した。債務者回生法は債権者協議会の構成権限を管理委員会に与えている(債務者回生法第20条)。つまり、管理委員会は回生手続の開始申立て又は破産手続の開始申立てがあった後、債務者の主要債権者を構成員とする債権者協議会を設置する。ただし、個人又は中小企業の場合は債権者協議会を設置しないこともできる。債権者協議会は10人以内で構成される。管理委員会が必要であると認められるときは少額債権者を債権者協議会の構成員として参加させることができ、必要な場合は債権者協議会の構成員を変更することができる。

イ． 債権者協議会の法令上の業務と権限

債務者回生法における債権者協議会の主要な業務と権限は次のようである。

一つ、債権者協議会が円滑に活動するために必要な費用を債務者に負担させることができ(債務者回生法第21条第3項)、裁判所が決定した債権者協議会の活動に必要な費用の請求権は共益債権として認められる(債務者回生法第179条13号)。したがって債権者協議会は弁護士(法律事務所)、会計士(会計法人)などの専門家を雇用し、協議会の活動に必要な助力を受けることができ、その費用を債務者に負担させることができる。債権者協議会が効率的に機能するためには原則的に1名の弁護士又は法律事務所を通じて意見を提示することが望ましく、債務者の財政的負担と債権者への弁済財源の消失を防ぐことができるので、特別な事情がない限り原則的に1名の弁護士又は法律事務所との委任契約を許可するように定められている(債務者の回生および破産に関する規則「債務者回生規則」第42条第2項)。

二つ、既存の経営者が経営不振に責任ある場合、その他回生手続の管理人として選任される又は管理人として見做されることが不適切な場合、債権者協議会は第3者を管理人として選任することを求めることができる(債務者回生法第74条第2項第3号)。

三つ、債権者協議会は監査選任に対して意見を提示することができる。従来の会社整理法では監査は会社の役員の一員として整理計画においてその選任権限は管理人が持っており、裁

判所が役員の選任許可権限を通じてこれを統制する仕組みであり、債権者協議会がこれに関して意見を提示するなどして関わる方法は定められていなかった。債務者回生法は債務者が適切に事業を遂行しているか否かを監視する監査の選任権限を裁判所に与えて、これに関して最も大きな利害関係を持っている債権者側の意見を聞くように定められている(債務者回生法第203条第4項)。

四つ、回生計画認可後、回生計画がきちんと遂行できなかった場合や、回生手続の終結又は廃止の可否を判断するために必要な場合、回生計画の変更のために必要な場合などには、債権者協議会の申立てによって調査委員が債務者の財産および営業の状況を実査することが可能になり(債務者回生法第259条)、債権者協議会に回生計画の認可後債務者の財務構造を再調査し適切な措置をとることができる権限を与えている¹⁰。

五つ、債権者協議会は認可前の営業・事業の譲渡に対して意見を提示することができ(債務者回生法第62条)、管理人が営業又は事業の譲渡をする際に売却幹事会社、債務者の財産および営業の状況を実査する法人、又は優先交渉対象者等を選定するときは予め債権者協議会の意見を聴くなど、公正手続を進行しなければならない(債権者回生規則第49条)。

六つ、裁判所や管理人は債権者協議会に申立てに関する書類、決定書、監査報告書、その他大法院規則が定める主要書類を提供しなければならない(債務者回生法第22条)。債権者協議会は管理人に対して必要な資料の提供を請求でき(債務者回生法第22条第3項)、その場合管理人は正当な理由がない限りこれを提供しなければならない(債務者回生規則第40条)。債権者協議会の要求がある場合管理人は提供した資料に関して説明しなければならない(債務者の回生および破産に関する法律施行令「施行令」第3条)。さらに、裁判所と管理委員会は、債務者回生法第21条で定められている事項について債権者協議会の意見を聞いたときは、その処理結果を債権者協議会に通知しなければならない(債務者回生規則第38条)。

ウ. 改正債務者回生法における債権者保護等

一方、2016年8月29日に施行された改正債務者回生法を見てみると、主要債権者と債権者協議会が回生手続に関与する権限を補完している。

まず、裁判所の管理委員会が債権者協議会を設置する際において債務者の主要債権者は債権者協議会の構成に関する意見を提示することができる(債務者回生法第20条第4項)。裁判所が回生手続開始決定をしてから選任する調査委員についての意見照会の対象に既存の管理委員会以外に債権者協議会も追加された(債務者回生法第87条第1項)。新規の資金借入の許可の際に裁判所が意見を聞くべき対象を従前の利害関係人から債権者協議会に変更した(債務者回生法第179条第2項)。また、改正法は裁判所が既存経営者管理人ではない第3者管理人を選任する場合、債権者協議会に管理人候補者の推薦権を与えている条項(債務者回生法第74条第7項)を新設するなど、債権者協議会を通じて債権者保護制度の相当部分を補完した。

その他、法令に明確な根拠があるわけではないが、各裁判所の実務運営によって債権者保護措置がなされている。つまり、事案によって裁判所は、少額債権者や商取引債権者、社債債権者など、金融機関以外の債権者や無担保債権者保護の必要性が大きい場合は別途の債権者委員会又は小委員会を設置したり、特定のグループを代表できる債権者たちの意見が債権者協議会に伝達できるよう配慮したりしている。さらに、法律上明確な根拠はないが、各裁判所が施行しているCRO制度の場合も債権者の手続参加機会の拡大と権利保障に寄与している。CROは裁判所が直接選任する監査とは違って、債務者会社との委任契約によって債務者会社

¹⁰ アメリカ連邦破産法第1103条の趣旨を反映して立法されたと考えられるが、実務において回生計画の認可後債権者協議会の申立てによって調査委員の調査が行われる事例は見つかっていない。

のために業務を遂行する地位にあるが、CRO選任過程において債権者（主に債権者協議会）の意思が積極的反映されるケースが多く、債権者たちの意思を債務者に伝えて、資金収支などの債務者の現況を定期的に報告するなど、債権者と債務者の間で意思疎通の橋渡し役¹¹を務めている¹²。

4. 現行制度についての検討および改善策

ア. 現行制度についての検討

倒産手続は裁判所において進行される法定手続であるが、その本質は債権者間の集団的和解と債権の取立てに一番大きな意義があることを否認することはできない。したがって、手続において継続企業としての存続の可否、弁済の規模と方式など、もっとも重要な意思決定の権限は債権者に与えられており、裁判所はその手続の適法性を保障する役割を担うことが望ましい。

債務者回生法は債権者協議会の機能を強化し、債権者間の意見を調整して回生手続に関する意見を提示、管理人および保全管理人の選任又は解任に関する意見を提示、それ以外にも法人債務者の監査選任に対する意見提示権と回生計画認可後の会社経営状況に関する実査請求権などを与えることで、債権者が管理人の手続運営を監視してけん制する権限を強化している。このような様々な制度を導入することで旧会社整理法と比べて債権者保護が改善されたという点では肯定的に評価できる。ただし、債権者協議会の権限は未だに裁判所の意見照会に対して返信する方式の意見提示と実査請求等にとどまっている点でその限界がある。また、債権者協議会の意見が実際に回生手続に反映されるかどうかはすべて裁判所の裁量によるものであり、アメリカのような聴聞手続への参加権限は明示的に規定されていないので、実務では債権者が手続の進行に無関心で裁判所の後見的な役割だけを期待し、裁判所としても債権者の意見を積極的に反映するよりは形式的な意見照会をするにとどまるケースが多い。

したがって、債権者たちがより実質的で積極的に回生手続に参加できるよう債権者協議会の機能を強化する必要がある。上記において先進各国の倒産法制の債権者保護制度を見てみてもわかるように、債権者に一定程度の手続に対する主導権又は支配権を認める場合が多い。韓国も回生手続を効率的に運用するため、そして経済正義の観点からも、手続に対する主導権までではなくても債権者の手続に対する参加誘因を大幅に拡大していく必要がある。

イ. 具体的な改善事項

1) まず、アメリカのように（連邦破産法第1102条(a)項(1)号）、無担保債権者中心に債権者協議会を構成するように制度を改善する必要がある。無担保債権者と担保債権者とでは権利の性質、債権弁済率、会社存続の可否など、色んな面から全然違う利害関係を持つので一つの債権者協議会が共通の利害関係下で意見を提示することは明らかに限界がある。担保債権者の場合、清算価値以上の権利を法律上当然に保障されるので、一般的に債務者が継続企業として維持されることにあまり関心がない。なお、迅速な権利実行のために倒産手続や回生計画に反対するケースが多い。多くの事例では金融機関債権者は主に担保債権者であるという点を鑑みると、現在のように金融機関又は担保権者中心の協議会の構成は、金融機関主導の迅速な意思決定ができるワークアウトの長所を回生手続において期待できなくさせる。むしろ、金融機関が手続に消極的な立場をとるケースが多い。したがって、現在の債権者協議会の構成方法は至急改善されなければならない。

¹¹ ただし、回生企業のCROの役割については次のような限界も指摘されている。つまり、一部の大規模会社を除いては、資金収支の点検、許可事項についての事前検討などの役割にとどまっているケースが多く、専門家集団の十分な確保や適正報酬の保障などCRO制度を活性化するための基盤がまだ不足しており、CROの推薦対象者の選定方式における不公平等が限界として指摘されている。

¹² ソウル中央地方法院破産部実務研究会、回生事件実務(上)第4版、博英社、253頁

2) また、手続において、債権者の申立権と聴聞手続への参加権(意見照会に返信する方式の受動的な参加から必要的審問手続の拡大)を明示的に保障する必要がある。現在の債権者協議会は法律において必要的に規定されている意見照会の対象の役割を遂行するに留まっており、その意見照会に対する積極的な返信も殆どない状況である。例えば、回生手続開始決定後回生計画認可決定前までの少額商取引債権者に対する早期弁済許可時の意見照会、裁判所が法定管理人教育修了者の中で選定した候補者をさらに面接して事実上内定された第3者管理人の選任に対する意見照会、営業等の譲渡の許可前の意見照会以外には、法令に定められているほかの意見照会も殆ど活用されていない。その上、上記の申立てと意見提示のうち、回生債権および回生担保権に対する異議申し立て(債務者回生法第161条第1項)、第1回関係人集会においての管理人および調査委員の選任、債務者業務および財産の管理、回生手続を継続することが妥当であるかについての意見提示(債務者回生法第99条)、関係人集会においての回生債権者・回生担保権者・株主・持分権者の議決権に対する異議(債務者回生法第187条)、回生計画案の審理のための関係人集会においての回生計画案に対する意見提示(債務者回生法第255条)、回生計画案の提出(債務者回生法第221条)、回生計画案決議のための議決権の行使(債務者回生法第188条)を除いては、他の申立てや意見提示等は殆ど活用されていないのが実状である。さらに、債権者協議会の方から先に回生手続の進行に関して意見を提示するケースはより少ない。アメリカのように聴聞手続を中心に手続を進行し、債権者が申立てする場合は裁判所が必要的に審問期日を開くか、意見照会する方法で答えることで、意思表示の通路を公式化しなければ、債権者意見伝達の通路が保障できず、債権者は不確実性を負担するしかなくなる。したがって、債権者たちの無関心の原因に対する分析とともに、各債務者の状況と事案ごとに適切な方法で、法令と規則において定められている債権者協議会の業務とその活動に必要な人的・物的支援をすることで、債権者協議会の活動をより活性化させる努力が必要である。債権者協議会に所属する債権者およびその他の債権者が共に意見を交わせる機会を提供することが債権者の参加を高めることに役立つと考える。一方、清算価値が継続企業価値より高いという調査委員の調査結果によって回生計画案前の廃止を検討する際、第1回関係人集会の前に利害関係人の尋問を通じて回生手続廃止に対する意見を共有した事例がある。また、特定債権者が提起した第3者管理人選任要請について利害関係人の審問を経て現管理人をそのまま維持させると合意した事例等があるが、任意的なものであったので手続に対する予測可能性が低く、債権者に申立権が明示的に認められているわけではないので要請の方法やその手続が受け入れるか否かなどについても不確実である点は根本的に改善される必要がある。

3) 債権者の情報接近の範囲と迅速性の面からも改善が必要である。現在、債権者が記録を閲覧・謄写するためには裁判所に対して個別的に許可を求めなければならない、実際の資料を手に入れるまで数日の時間がかかる場合が多い。したがって、電子訴訟システムを活用して原則的に制限のない即時閲覧ができるようにして、必要な場合は閲覧・謄写を一部制限する方法で債権者の資料の閲覧・謄写する権限を大幅に拡大する必要がある。

4) 債権者協議会の構成の主体および裁判所の関与の方法も改善が必要なところである。現在は裁判所傘下の管理委員会が債権者協議会の構成権限を持っているが、基本的に債権者協議会を自発的な団体にして、主要債権者たちが自律的に協議会を構成するか、管理人との協議で構成することで、裁判所の関与は補足的、事後的、後見的に最小化する方式を考えられる。

5) さらにアメリカのように回生計画案に関する債権者協議会との協議手続を必要的に規定(連邦破産法第1103条(c)項(3)号)する方法の検討も必要である。多くの企業の回生事件において回生計画案は債権者集会の直前まで修正され債権者にきちんと共有されない。また、回生計画案の審理のための関係人集会は1時間も満たさない時間で行われ、実質的な審理がなされていないことが現状である。回生計画案に対する審理の機能が事実上形骸化されている実務も至急に改善させる必要がある。

6)最後に、債権者協議を強化する趣旨の立法がなされたにも関わらず、実際は金融機関の理解不足、裁判所の非弾力的な運営によって債権者協議会が形式的な機構に転落している。代表債権者も権限を持たず、面倒な事務処理の負担を負うだけであり、債権者協議会の意見が受け入れられる事例が殆どないと認識されている点も制度とともに改善する必要があると考える。

5. 終わりに

韓国の債務者回生法は債権者協議会に代表される債権者の手続参加を導くための様々な制度を設けており、最近の改正では債権者協議会制度を改善して債権者の手続参加をより手厚く保障している。しかし最近まで債権者協議会は形式的に運営されており、債権者たちの意見を手続に反映するという機能をまともに遂行できなかった。そのため最近改正された債務者回生法が施行されてからも、債権者協議会がちゃんと機能しているかについては疑問がある。本稿ではこのような状況を検討した上で、いくつかの改善策を提示した。制度的変化と共に実務の運営が改善されることで債権者協議会が債権者の実質的な手続参加を保障する制度として機能することが期待できる。本稿がそのような制度の改善に些細な礎となることを願っている。